

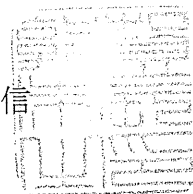
敦賀市告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

この字の区域の変更は、平成28年7月11日からその効力を生ずるものとする。

平成28年7月11日

敦賀市長 渕上 隆 信



次の区域の地先の公有水面埋立地15,738.47平方メートルを赤崎44号セバ谷口に編入する。

| 大字 | 字 | 地番 |
|----|---------|---|
| 赤崎 | 48号南今原 | 7番8 57番1 60番1 60番3 |
| | 47号北今原 | 27番3 27番6 3番1 28番2 28番3 |
| | 44号セバ谷口 | 21番4 39番1 39番2 39番3 39番4 39番5 39番6 39番7 39番8 40番1 40番2 40番3 41番1 41番2 41番3 41番4 41番5 |